

第6章 EUにおける遺伝子組換え食品等の表示制度及び実施状況について

大臣官房情報評価課 平形和世

1. はじめに

遺伝子組換え食品（GM食品）等の表示に対する各国の対応はさまざまで、現在表示制度を有している国においても、その規制のアプローチは異なっている。生産工程に注目し、遺伝子組換え技術を用いられていれば、最終製品にDNAやたんぱく質が残らない場合でも表示するというものもあれば、他方、最終製品に注目し、最終製品が実質的に従来の品と異なる場合には、たとえ遺伝子組換え技術を用いたとしても表示義務を課さないというものもある。

EUにおける現行のGM食品等の表示制度は、前者に則した制度であり、他方、米国の立場は後者に当たり、基本的に任意表示の指針を定めるのみである。そして、日本、韓国、オーストラリア等はその中間的な立場にあると言われている⁽¹⁾。

本稿は、欧州での現地調査⁽²⁾等を踏まえ、EUにおけるGM食品等の表示制度及びその実施状況について、わが国との比較も行いながら、整理・分析を行う。

次節でEUにおけるGM食品等の表示制度の経緯について述べ、第3節で現行の表示及びトレーサビリティ制度を解説の上、わが国の制度と比較する。第4節は、EU市場における遺伝子組換え表示（GM表示）の実態及びGM表示・トレーサビリティ制度監視の実態について説明する。第5節ではEUのGM表示・トレーサビリティ制度に対する関係者の見解をまとめ、最後にGM食品等の表示規制の実効性等を検討する。

2. EUにおけるGM食品の表示規制の経緯

(1) 1990年代前半

EUの遺伝子組換え生物（GMO）に関する規制は1990年に遡る。1990年4月23日のGMOの環境への意図的放出に関する理事会指令90/220/EEC（以下、「旧環境放出指令」）は、GMOが環境に放出された場合またはGMOを含む製品が市場に出た場合の、人の健康及び環境を保護するため定められた。表示に関しては、表示や包装で明記した場合のみGMOを含む製品が市場に出よう加盟国は必要な措置をとらなければいけない旨規定されたのみで、具体的な規定はなかった。

その後、1997年1月27日の新規食品及び新規食品成分に関する欧州議会及び理事会規則258/97/EEC（以下、「新規食品規則」）において、GM食品を含む新規食品の認可手続等が定められ、表示規制についても具体的な規定が定められた。既存の食品と比較して組成、栄養価、意図される用途等の特性等が同等でない場合、特定の人々の健康に影響を与える場合、倫理的な問題を生じさせる場合、また遺伝子組換え技術により改変された生

物（GMO）が存在する場合に表示義務が課された。

（２）1990年代後半

1997年初めて船積みされた遺伝子組換え大豆（GM大豆）がEUに到着し、市民のGMOに対する懸念も拡大した。折しも1990年代後半、EUではBSE危機、ダイオキシン汚染、口蹄疫等が発生し食品の安全性は市民の高い関心事項となっていた。世論の高まりに呼応して、GM表示に関する規則が徐々に定められた。

1998年5月26日の特定のGMOから生産される食品の義務表示に関する理事会規則1139/98/ECが決定され、新規食品規則施行以前に認可済みのGM大豆と遺伝子組換えとうもろこしから生産される食品及び食品成分が義務表示の対象となった。また、遺伝子組換えの結果DNAやたんぱく質が存在しない場合には表示義務が課されない旨明記され、さらに「遺伝子組換え大豆から生産された」または「遺伝子組換えとうもろこしから生産された」という文言を成分リストの原材料の直後に括弧をつけて表示する等具体的な表示の仕方も明記された。

さらに、2000年1月10日の委員会規則49/2000/ECが決定され、最終消費者向けだけでなく、外食事業者向けのものについても表示が義務づけられた。遺伝子組換えの結果DNAやたんぱく質が含まれない場合は表示義務が課されないことが継続され、表示が免除される意図しないGMOの混入率は1%未満と定められた（なお、現在は後述のとおり0.9%未満である）。2000年1月10日の委員会規則50/2000/ECでは、遺伝子組換え添加物や香料を原料とする食品についての表示規則も定められた。

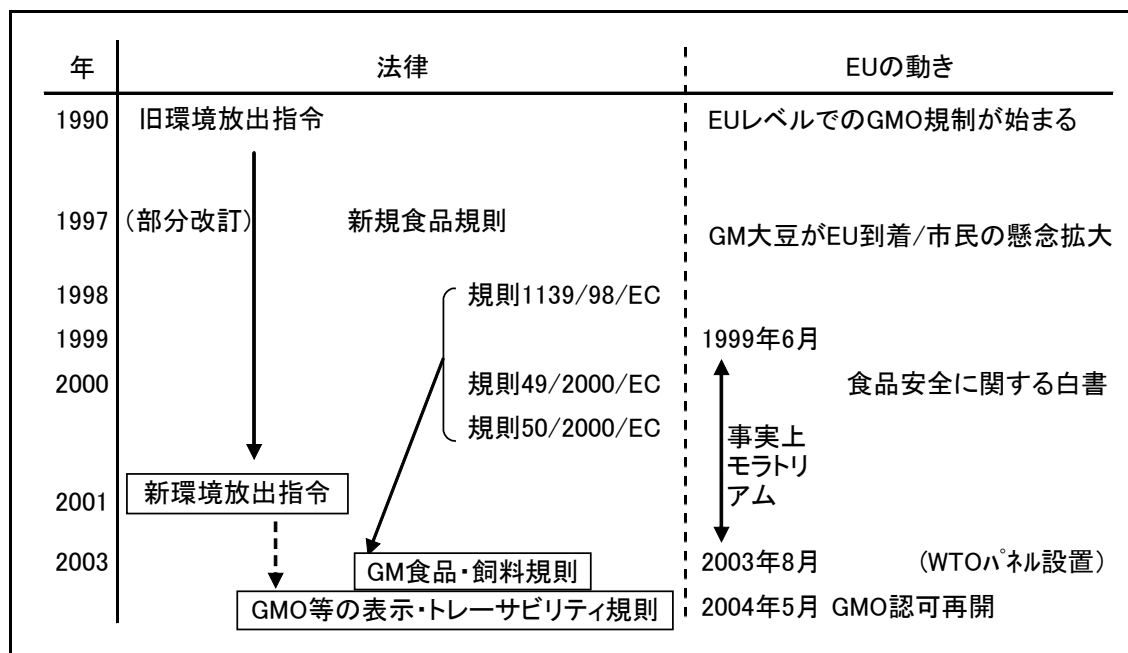
（３）2001年以降（現行規制）

2000年1月に発表された欧州委員会の食品安全に関する白書で、GM食品を含む新規食品に関する規定が強化されなければならないとされ、新規食品規則の見直し、さらに調和された表示に関する規定の策定計画が示された。背景には、99年6月の環境相理事会で、認可手続や表示・トレーサビリティに関する新たな規制の枠組みが導入されない限り、新たなGMOの認可を凍結するとの宣言が出され、EUは事実上モラトリアムという状況があった。

2001年3月12日のGMOの環境への意図的放出及び理事会指令90/220/EECの廃止に関する欧州議会及び理事会指令2001/18/EC（以下、「新環境放出指令」）が制定された。新環境放出指令では、改めて予防原則の立場が明記され、GMO認可期限の上限等が定められた。また、流通（輸入を含む）における義務表示及び情報の伝達が規定された。さらに、2003年10月18日、表示及びトレーサビリティに関する包括的な規則が公布された。1つは、2003年9月22日のGM食品及び飼料に関する欧州議会及び理事会規則1829/2003（以下、「GM食品・飼料規則」）で、もう1つは、2003年9月22日のGMOのトレーサビリティと表示並びにGMOから生産された食品及び飼料製品のトレーサビリティに関する欧州議会及び理事会規則1830/2003（以下、「GMO等の表示・トレーサビリティ規則」）で

ある。

GM 食品・飼料規則の施行（2004 年 4 月 14 日）により，新規食品規則は一部改正され，先に定められた規則 1139/98/EC，49/2000/EC 及び 50/2000/EC は廃止された。新環境放出指令において加盟国の表示・トレーサビリティ措置の必要性は規定されていたが，加盟国による法整備が限定的で，EU で調和された規則が必要となり，GMO 等の表示・トレーサビリティ規則が制定された。そしてこれらが現行の法的枠組みとなっている（第 1 図）。



第1図 EUにおける遺伝子組換え食品等の表示等に関する規制経緯

資料:筆者作成。

注(1)指令(directive)は，加盟国政府に宛てて発せられるもので，加盟国は目的に沿って国内法を整備する必要がある。

(2)規則(regulation)は，加盟国政府に直接適用される。したがって，国内法を整備する必要はなく，直接効力を持つ。

GM 食品・飼料規則及び GMO 等の表示・トレーサビリティ規則において定められた主な改正点は，以下のとおり。

- 1) 遺伝子組換えの結果最終製品に DNA やたんぱく質が検出されるされないに関わらず，表示・トレーサビリティ義務を課す
- 2) 遺伝子組換え飼料 (GM 飼料) も表示・トレーサビリティの対象とする
- 3) 表示・トレーサビリティが免除される意図しない GMO 混入率を 0.9%未満とする

GM 食品・飼料規則では，明確な表示を求める多くの消費者の要望に応えるため，義務表示の対象を拡大したとされる。

表示が免除される意図しないGMO混入率については，政治的に決定されたと言われている⁽³⁾。欧州委員会関係者や関係団体の話によれば，そもそも委員会規則 49/2000/ECでは1%とされており，GM食品・飼料規則法案でも1%であった。しかし議会は0.5%を提案し，最終的に2002年11月農漁相理事会で，議長が1%より小さくすべき，たとえば0.9%でど

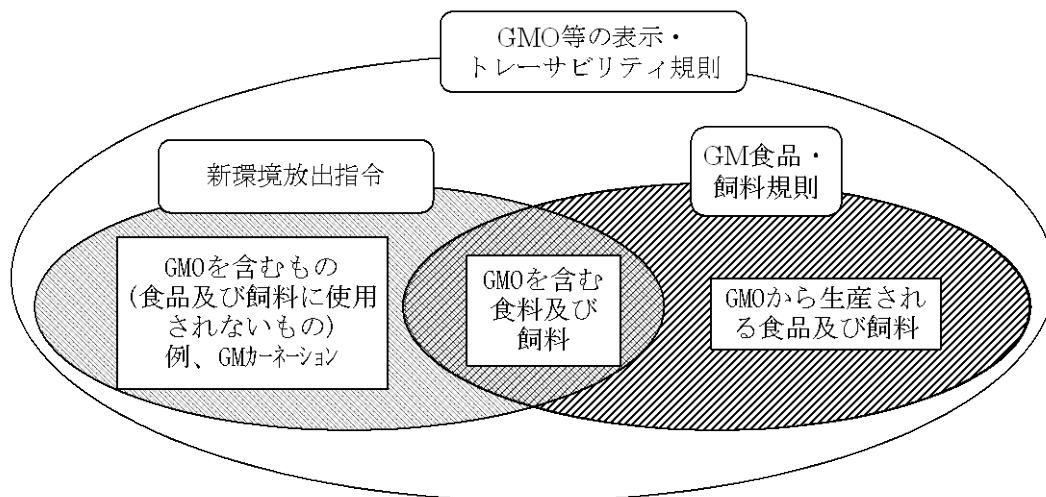
うかと提案し、合意されたとのことである。

3. EUにおける現行の表示及びトレーサビリティ制度

(1) 表示・トレーサビリティの対象範囲

新環境放出指令、GM食品・飼料規則及びGMO等の表示・トレーサビリティ規則の対象範囲は若干異なり、その関係は第2図のとおりである。

なお、新環境放出指令及びGMO等の表示・トレーサビリティ規則は欧州委員会環境総局策定の指令及び規則であり、GM食品・飼料規則は保健・消費者保護総局策定の規則である。



第2図 新環境放出指令、GM食品・飼料規則及びGMO等の表示・トレーサビリティ規則の関係

資料: 欧州委員会保健・消費者保護総局聞き取りを基に、筆者作成。

(参考) 欧州委員会の事務分掌について

欧州委員会保健・消費者保護総局の話によると、以下のとおり。

- 保健・消費者保護総局：食品，飼料に関する事
- 環境総局：作物に関する事
- 農業総局：加盟国間の調整や共存に関する事

表示・トレーサビリティの対象範囲は、GMOを含む製品（食品及び飼料を含む）、GMOから生産された食品及び飼料である。遺伝子組換えの結果最終製品にDNAやたんぱく質が検出されるされないに関わらず、対象となる。したがって、食用油や配合飼料等も含まれる。

表示の対象とするか否かの境界線は、次のように解釈されている。GMOから直接製造

されたものは対象、GMO の助けを借りて製造され、最終製品に遺伝子組換え由来物質が残らないものは対象とならない。

具体的には、GMO から直接製造された添加物や香料（たとえば、GM 大豆から作られたレシチンやビタミン E、GM 大豆のたんぱく質から作られた香料等）は表示の対象となる。しかし、遺伝子組換え微生物（GM 微生物）が加工助剤として用いられ、最終製品に成分として GM 微生物が存在しなければ表示の対象ではない。GM 微生物による酵素を用いて製造された食品についても、通常酵素は最終製品では残存しておらず、表示の対象にならない（たとえば、チーズ等）。

また、食品添加物の担体（キャリア）は、溶剤等として微量用いられるものは一般の食品表示指令（2000/13/EC）で表示が免除されており、こうした担体（キャリア）については GMO から生産された場合 GM 表示が免除される。ただし、飼料添加物の予混合として用いられる担体（キャリア）は飼料原料と考えられるので、GMO から生産されていれば GM 表示の対象となる。

（2）表示・トレーサビリティが免除される場合：意図しない混入

GMO が偶発的または技術的に避けられない場合で、GMO の割合が、複数の成分であれば個々の原料の、または単一成分であれば全体の 0.9%未満であれば、表示及びトレーサビリティ規制は適用されない。これは認可されている GMO の場合のみである。なお、事業者は、技術的に避けられないこと、避けるために適切な手段を用いたことを証明しなければならない。

また、認可されていない GMO の場合、3年間（2007年4月まで）の過渡的な措置として、以下の条件を満たす場合には、GMO 混入率が 0.5%未満であれば義務表示及びトレーサビリティは不要で、0.5%以上であれば上市禁止とする措置がとられていた。

- 1) 存在が偶発的で、技術的に避けられない場合（事業者が証明）
- 2) 欧州委員会の科学委員会/欧州食品安全機関（EFSA）により肯定的な評価を受けている（2004年4月時点）
- 3) 認可の申請が関係法規によって拒絶されていない
- 4) 検出方法が公開されている

（3）表示方法

1) 特性または属性が従来のもと同じ場合

原材料として GMO または GMO から生産されたものを使用する場合には、原材料リストの中で「遺伝子が組換えられた」または「遺伝子が組換えられた（原材料名）から生産された」を記載しなければならない。また、原材料が分類されたものである場合は「遺伝子組換え（生物名）を含む」または「遺伝子組換え（生物名）から生産された（原材料名）を含む」を記載する。また、原材料リストの脚注に記載することもできる。

（例）原材料名：大豆ミール、コーングルテン飼料（遺伝子組換えとうもろこしから生産

された) , 乾燥かんきつパルプ, パーム核油ミール・・・

2) 特性または属性が従来のものと違う場合

1) に加えて, 特性あるいは属性について, 従来の等価物と異なる場合, 以下を表示しなければならない。

- (i) 組成
- (ii) 栄養価/栄養上の作用
- (iii) 食品の意図された用途
- (iv) 一部の人の健康への影響

(4) レストラン等での表示

GM 食品の表示規制は, 最終消費者向けのものだけでなく, いわゆる外食事業者向けのものについても適用になる。つまり, 外食事業者に提供する食品も義務表示の対象であるが, 外食事業者が調理, 加工して顧客(最終消費者)に出す場合には義務表示規制が適用にならず, そのまま出す場合のみ適用になる。

つまり, たとえば遺伝子組換えりんごがあるとすると, そのまま出した場合は, メニュー等に「遺伝子組換えりんご」との表示が必要であるが, それを使って, アップルパイを作って出した場合は, 表示が不要ということになる。

(5) 非遺伝子組換え(非 GM) 表示・GM フリー表示

2000 年の食品安全に関する白書において GM フリー表示規定の策定が計画されていたが, 現行の EC 規則には非 GM (GM フリー) 表示に関する規定はない。

欧州委員会は, 消費者への情報提供を目的とする場合は追加的に表示することを認めているが, 以下の 2 つの場合は認められないとしている。

- 1) 食品分類で遺伝子組換えが行われていない場合(たとえば, 非遺伝子組換えかぼちゃ)

このような食品に GM フリーと表示することは, 実際に同じ特性であるにもかかわらず, 特別の特性を持つことを示唆するからである。

- 2) 遺伝子組換えか否かがわからずに, 「意図的ではなく, 技術的に避けられない存在である, 0.9%未満であろう」と憶測から表示する場合

加盟国の中には, 国内法で GM フリー表示について定めているところもあり(フランス, ドイツ, オーストリア, 英国等), 欧州委員会は加盟国レベルでの規制は認めるが, EU レベルで当該規定を設ける意思はないようである⁽⁴⁾。

また, GM 表示規制とは別の観点から, EU における有機生産規制で GMO の使用は禁止されている。したがって, 有機農産物と表示されたものを非 GM と捉えることはできる(ただし, 表示が免除される意図しない混入率(0.9%未満)は有機農産物についても適用される)⁽⁵⁾。

(6) トレーサビリティで伝達すべき情報

市場のすべての段階において、事業者はそのものを受領する事業者に書面で以下の情報を伝達しなければならない。各事業者は各取引から5年間は情報を保持し、入手元及び入手先の事業者が確認できるよう整備しなければならない。

- 1) GMOを含むもの、GMOを構成成分とするもの
 - (i) GMOを含むこと、GMOを構成成分とすること
 - (ii) GMOに指定された固有識別子 (Unique Identification : UI)
- 2) GMOから生産されたもの
 - (i) GMOから生産される食品成分
 - (ii) GMOから生産される飼料成分または添加物

(7) わが国の制度との比較

EUにおける現行のGM食品等の表示制度は、GM食品に対して遺伝子組換えである旨表示義務が課される点はわが国の制度と同じであるが、わが国の制度と異なる特徴がいくつかある。主なものは以下のとおり(第1表)。

- 1) GM食品等のすべてを表示対象とする
 - (i) 最終製品のDNAやたんぱく質の残存に関係なく義務表示の対象とする
 - (ii) GM飼料も義務表示の対象とする
 - (iii) 主要原材料に限定せず、すべてを対象とする。
- 2) 表示が免除される意図しないGMO混入率を0.9%未満と低い水準に設定
- 3) GMでないものについては表示規定がない
- 4) GM表示の根拠として、GM食品等すべてに対してトレーサビリティ要件を課す
- 5) GMと非GMが分別されていないものについては規定がない

第1表 日本とEUにおける遺伝子組換え食品等の表示制度の比較

	EU	日本
法的根拠	EC規則1829/2003及び1830/2003	2000年JAS法告示及び2001年食品衛生法施行規則改正（2004年4月施行（2001年4月適用/施行））
対象範囲	GMOを含むもの、 GMOから生産されたものすべて	農産物：7品目、加工品：32品目
表示対象	組成、栄養価等が 従来のもとの 著しく異なるもの	○
	DNA・たんぱく質が 残存するもの	○
	DNA・たんぱく質が 残存しないもの	○
	食品	○
	飼料	○
表示が免除される 意図しない混入率	0.9%未満	5%以下
GMでないもの についての表示	規定なし	任意表示 (5%以下の意図しない混入は許容)
GM及び非GMを分別管理 するための手法	トレーサビリティ制度（GM表示の 根拠） 「EC規則1830/2003」（義務） ①GMOを含有していること、OECD 固有識別番号（UI）を伝達。 ②記録を5年間保存	分別生産流通管理（IPハンドリン グ）（GM・非GM表示の根拠） 「流通マニュアル」（任意） ①品名、生産地、収穫年、数量等 と管理の内容を示した証明書を添 付。 ②書類は2年以上保存
	GMと非GMが分別されていない ものについての表示	規定なし

資料：筆者作成。

4. GM食品等の表示・トレーサビリティ及びその監視の実態

(1) GM食品等の表示の実態

1) GM食品

EUでは概して、消費者がGM食品を望まないという理由から、食品製造業者はGMOを材料として使用せず、小売業、外食産業もGM食品をほとんど扱っていない。現行の表示規則が定められたことにより、多くの製造業者は製品の原材料を変更したとも言われている。たとえば、大豆油をなたね油に、大豆レシチンを化学物質の乳化剤に、一般の大豆

をプレミアム大豆に変更する等。

また、遺伝子組換えでないものについての表示規定もないので、市場に流通している食品（食用油等を含む）について「遺伝子組換え」という言葉を含む表示を見かけることはほとんどない。これは加盟国を通じて一様ではなく、英国（第3図）、スウェーデン、オランダ等で遺伝子組換えと表示する例が多少見られるが、それ以外の国ではないに等しい。

しかしながら、これがEUでは食品製造にGM技術が用いられていないということではなく、GM技術が普及している分野で、たとえば、チーズ、焼いた食品、ジュース、ワイン、ぶどう糖やグルコース・シロップ等でGM微生物による酵素を用いて製造されたものは義務表示の対象となっていない。

仮訳

原材料
 内容量：65g
 大豆粉末* 硬化大豆油*、食塩、コンスターチ**、香料、調味料(E621)、着色料(キャラメル、食用赤色40号)、加水分解大豆*、とうもろこし、小麦グルテン
 * GM大豆から生産された
 ** GMとうもろこしから生産された

第3図 GM食品の表示例（英国）

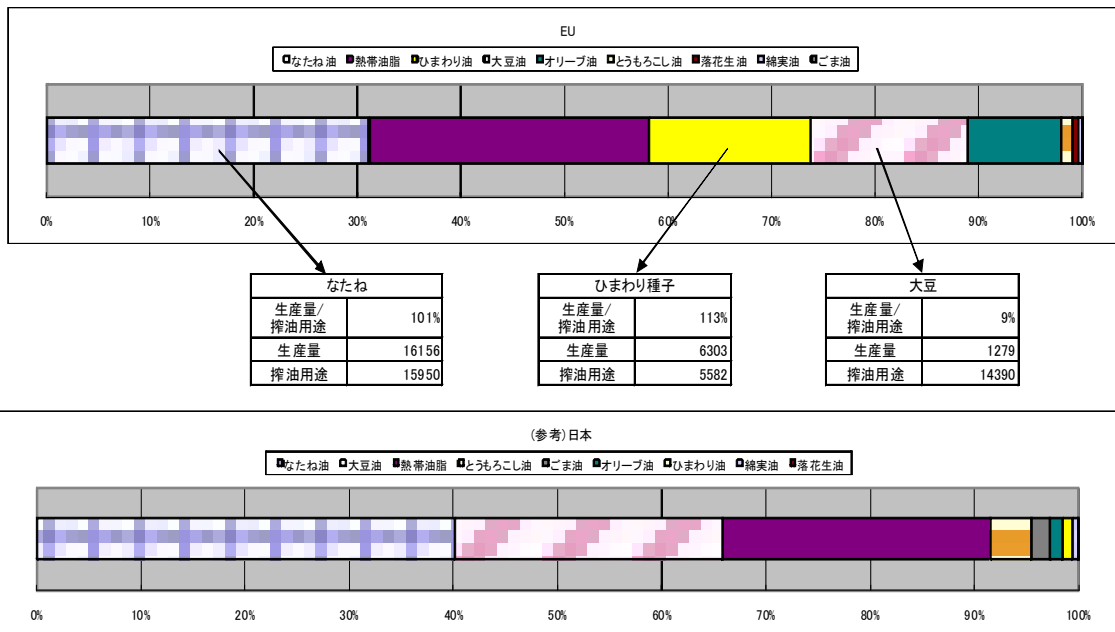
資料：<http://www.schwartz.co.uk/productdetail.cfm?id=5282>

○ EUにおける植物油消費の内訳は以下のとおり（第4図）。上位4品目なたね油（31%）、熱帯油脂（パーム油、パーム核油、ココナッツ油）（27%）、ひまわり油（16%）、大豆油（15%）で約9割を占める。熱帯油脂を除く上位品目については、その多くを域内で生産している。また、油糧原料については、なたね、ひまわり種子は域内生産が大部分を占めるが、大豆はほとんどを輸入に依存している。一方、日本の場合は、上位3品目なたね油（40%）、大豆油（26%）、熱帯油脂（26%）で92%を占めるが、国内で油糧原料は供

給しておらず、輸入に依存している。

(参考) EUにおける植物油消費事情

	なたね油	熱帯油脂	大豆油	ひまわり油	オリーブ油	とうもろこし油	落花生油	綿実油	ごま油	合計
消費量(千トン)	7050	6127	3512	3450	2030	257	107	86	3	22623
内訳(割合)	31%	27%	16%	15%	9%	1%	0%	0%	0%	100%
生産量/消費量	93%	0%	76%	68%	113%	97%	12%	95%	71%	63%



第4図 EUにおける植物油消費の内訳(油種別)(2006/07年)(単位:千トン、%)

資料: Oil World Annual 2007を基に筆者作成。

注(1)熱帯油脂(パーム油、パーム核油、ココナツ油)。

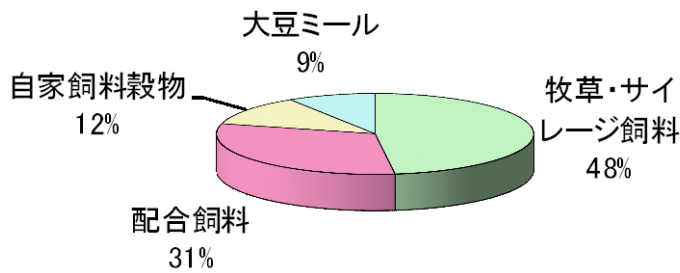
(2)消費量は(期首在庫+生産+輸入)-(輸出+期末在庫)として計算されるもので、食用のみならず非食用(バイオディーゼル等)も含む。

2) GM 飼料

EU では、配合飼料のたんばく質資源として大豆(ミール)のほとんどを海外に依存しており、流通している配合飼料の90%以上は、「GMOを含んでいる」と表示されていると言われている。

畜産農家はGM表示を気にしない上、国際的にGMO栽培が拡大する中、意図していなくても表示が免除される混入率を超えることは避けられないと飼料業者は判断し、EC規則に反しないよう機械的に「GMOを含んでいる」と表示している。また、中には「GMOを含むかもしれない」とも表示している⁽⁶⁾。欧州委員会はその表示も正確に表示すべきと指摘している。

(参考) EUにおける飼料事情



第5図 家畜用飼料消費(452百万トン)の内訳(2005年、EU25)

資料：FEFAC 資料。

- 配合飼料は、EUにおける飼料消費の約1/3を占める（第5図）。
- CAP改革により飼料用穀物の生産増加、BSEの発生による肉骨粉の家畜飼料への配合禁止等により、配合飼料の成分配分に変化が生じた（たとえば、配合飼料中の穀物の割合：30%（15年前）→50%（現在））。エネルギーの面では同じであるが、たんぱく質の面で劣ることになった。したがって、たんぱく質豊富な材料（大豆ミール）の輸入が必要になった（第2表）。

第2表 配合飼料のたんぱく質源の内訳及びその自給率

	(2005/06年、EU25、%)	
	割合	自給率
大豆ミール	65	2
なたねミール	12	92
ひまわりミール	5	46
コーングルテン飼料	4	48
豆	3	87
フィッシュミール	3	53
乾燥飼料	3	105
コブラーパームミール	2	0
綿花ミール	1	100
その他	1	29
全体	100	26

資料：FEFAC資料。

(2) 表示・トレーサビリティ制度の監視状況

表示及びトレーサビリティ制度の監視に関しては、EUレベルの規定はなく、各加盟国がその国の責任で実施することになっている。2004年10月4日のGMO及びGMO由来製品のサンプリング及び検出のための技術的なガイダンスに関する委員会勧告(2004/787/EC)があるが、加盟国は、本勧告の手続は時間とコストがかかるとの意見が多い。なお、分析に当たっては、EUで定められたリスク評価方法が用いられている。

欧州委員会がGM食品・飼料規則施行後の加盟各国の監視状況を把握したところによる

と、第3表のとおり。しかしこの結果は、GMOを含む可能性が高いものにターゲットを絞り行った調査であること、また不適正表示や検査数において加盟国間でかなりばらつきがある点に留意する必要がある。

第3表 GM食品・飼料表示における不適正表示の割合（EU全体）

	食品	飼料	(参考)日本(2005年)
不適正割合	2%以下	6%	0%
(不適正数／ 抜き取り調査数)	(113/7129)	(153/2478)	(0/393)

資料：参考文献〔1〕，日本は農林水産省表示・規格課聞き取り。

表示が免除される意図しない混入率（0.9%未満）が遵守されているかについては、実際のところ、定量的な分析による厳格な監視が十分に行われていないようである。

また、精製油等加工後にDNAやたんぱく質が残存しない食品については、最終製品の段階で科学的な定量的分析方法によるチェックが困難であるため、トレーサビリティで種子まで遡って、表示をチェックする仕組みで対応しているのが実態のようである。

(参考) フランスの表示・トレーサビリティ監視制度（概要）（聞き取り調査による）

- 農業省と経済財政産業省が監視を行う。農業省は栽培用の種子を、経済財政産業省はフランス及び欧州で生産されたものを監視する。
- 毎年、本省で計画を立て、それぞれ調査票を作成し、各県に101ある傘下の組織を通じて実施する。調査票はEU共通のものがないため、各国が作成する。フランスは、年間500の事業者を対象に、300点のサンプリング調査を行う。1998年からこのような監視体制をとっており、種子については2001年から、飼料については2002年から実施している。
- スーパー等の表示の監視が中心で、レストランでの表示の監視は実施していない。飼料や油等の加工度の高いものは、DNAやたんぱく質を含んでいないものも多く、十分な管理ができていない。分析不可能な場合は、トレーサビリティで種子まで遡り、表示が正しいか判断する。本省はできるだけ分析可能なもののみサンプリングするよう指導している。
- 実際に企業を訪問し、次の事業者に情報を伝達しているか、トレーサビリティをきちんと行っているかを確認する。GMOの混入が意図しないものであったかは、事業者が自主分析を実施しているか、供給者への仕様書（スペック）に遺伝子組換えでないものと明記しているか等供給体制を調べ、判断する。
- 違反事例は、非GM（GMフリー）と表示されていたがGMOの混入がゼロでなかったもの（GMフリー表示の場合にはゼロトレランスが適用される）や、EUで認可されてい

ない遺伝子組換えコメが混入していた事例等。

○ 公的機関による監視のほか、NGO が疑いのある製品の調査や抜き取り調査等を実施しているが、主に GM フリー表示が本当に GMO を含んでいないか等を調査する。

5. GM 表示・トレーサビリティ制度に対する関係者の見解

(1) 表示の対象範囲

GM 表示の対象範囲は、EC 規則が制定される過程で議論を重ねた結果定められたものであるため、この範囲について多くの関係者は問題視していない。

一部の食品製造業界は、DNA やたんぱく質を含んでいない場合でも表示義務が課されるのは厳格すぎる、DNA 等が残存しないものについてまで対象を広げても、表示の取り締まりは難しく、不正が横行しやすいとして、EU のアプローチを批判している。

他方、一部の環境 NGO は、GM 飼料が給餌された家畜の食肉、乳、卵等へ表示義務を拡大すべきとの意見である。2007 年 2 月、欧州市民 100 万人の署名・要望を集め、GM 飼料が給餌された家畜の食肉、卵、乳等へ義務表示対象の拡大を要望し、欧州委員会保健・消費者保護委員長に提出した（欧州憲法には、EU 市民が大多数の加盟国で 100 万人の署名を集めれば、欧州委員会に法案提出を請求できる権利が明記されている）。同年 7 月欧州食品安全機関（EFSA）は、過去の多くの研究では、GM 飼料給餌によって組換えられた DNA やたんぱく質が食肉等に残存しないことが実証されていることを公表した。

(2) トレーサビリティ制度

食品製造業界に加え、米国等輸出国は、トレーサビリティ制度の要件が負担であるとの意見である。これに対して、EU は裏付けるデータはないと反論している。

(3) 意図しない混入の閾値

欧州委員会ははじめ、関連団体、企業等も、表示が免除される意図しない混入率の 0.9% に科学的な根拠はないとの意見であり、閾値 0.9% について改正すべきとの意見はない。

(4) 非 GM または GM フリー表示の概念や要件の EC 規則での明確化

EU の消費者団体は、現在の表示規制を強く支持しているが、GM フリーを EC 規則で明確に規定することを要望している。

以上を第 4 表に整理した。

第 4 表 GM 食品等の表示・トレーサビリティ制度に対する関係者の見解

	消費者団体/NGO	食品業界	飼料業界	小売業者/農家
全般	強く支持 国際的な容認を希望	非常に批判的 (消費者へのコスト負担、 消費者選択の制限)	基本的に支持	基本的に支持
対象範囲	GMOを用いて生産された製 品への対象範囲の拡大 (例、GM飼料を給餌された 家畜の食肉等)	DNA等が残存しないもの で対象とすることに反対 (取り締まりは困難で、不正 が横行しやすい)	支持	—
トレーサビリティ 制度	—	負担	改正すべき との意見はない	—
意図しないGMO 混入閾値(0.9%)	支持	改正すべき との意見はない	改正すべき との意見はない	支持
GMフリー表示の 必要性	必要	—	—	—

資料：筆者作成。

6. おわりに

EUのGM食品等の表示制度は、いくつかの変遷を経ながらも、GM食品・飼料規則及びGMO等の表示・トレーサビリティ規則の施行から4年以上が経過し、1つの区切りがついたと言える。消費者団体や食品業界等関係者はそれぞれ現行制度に対する要望があり、また加盟国も表示等の監視、検証、検出技術等実施の面でまだ問題を抱えており、制度の定着とは言えないものの、一応長年の議論の末でき上がったものを受け入れる姿勢が伺える。

したがって今般EUにおいて、消費者にとって信頼でき、産業界にとっても効果的な表示となるよう食品表示制度全体の大幅な見直しが検討され、その中にGM表示制度も検討対象として含まれていた⁽⁷⁾が、GM表示に関して見直されない見込みである。

そもそもEUのGM表示制度の趣旨は、GMOを含む、GMOから生産されたという旨の客観的情報を明確に表示することにより、消費者が情報に基づき選択することを促し、製造、生産方法について誤解することを避けるためと考えられる⁽⁸⁾が、実態としてはEU市場の食品で「遺伝子組換え」という言葉を含む表示を見かけることはほとんどない。前述のとおり、消費者団体は現行制度を基本的に支持するものの、GMフリー表示の必要性を望んでおり、また、食品業界も現行制度により消費者の選択が制限されており、不正が横行しやすいと懸念している。こうした見解等も考え合わせると、現行の表示規制は必ずしも直接消費者の選択に資するものになっていないのではないかと考えられる。実際には、たとえば食品製造業者や小売業者が、従来から原料として使用しているGMOやGMO由来のものを使用し続け、製品にGM表示をするのか、その原料コストが全体に占める割合はどれくらいか、トレーサビリティにかかるコストはどれくらいか、消費者がどの程度GM食品を

受け入れるのか、またGMOを含まない代替原料に変更することは可能か、非GMプレミアムによるコスト増はどれくらいか等を検討し、原料としてGMO由来のものを使用するか、取り扱うか否かの判断を迫られているとも言える。

EUでは、GMと非GMの2つの流れを明確にすることが前提となっており、義務表示の対象を広げるものの、非GM食品に関する表示規定は設けず、「GM表示」がないものが非GMであると捉える。国内法でGMフリー表示（ゼロトレランス）を定めているEUの一部の国では、GMフリー表示をすれば必ず監視の対象になるため、食品製造業者はGMフリー表示のリスクが高いと判断して全く表示しないのが実情のようである。一方、わが国では、消費者の選択に役立つようできるだけ情報を提供する目的で、義務表示（GM食品及びGMO不分別の食品）に加えて、非GM食品についての任意表示制度を設けている。

また、GMと非GMを分別管理するための手法について、EUの義務化されているトレーサビリティはGM表示のためのものであるが、わが国では主として分別生産流通管理（IPハンドリング）が用いられ、これはGM表示及び非GM表示どちらの根拠にもなるものである。

GMでないものの表示について、GMOの安全性審査は行われているので、わが国の任意表示制度は消費者にマイナスのイメージを与えるとの一面は考えられる。しかしながら、「GM表示」がないものを非GMと捉えるよりも、IPハンドリングによって表示される「非GM表示」の方が、任意表示であるもののGM食品等を忌避する消費者にとって直接的に選択に資すると思われる。

海外のGM表示に関する研究では、わが国の制度が義務表示対象品目を限定している点、主要原材料に絞っている点、また非GM表示を設けている等を取り上げて、EUの制度より実用的、合理的とするものもある⁽⁹⁾。

また、Codexでは、国際的に調和されたGM食品等の表示ガイドライン策定に向け、1993年より長年議論されたが、ガイドラインに代えて提言（Recommendations）を検討することで一定の方向性が見えつつある。

本稿は、EUの制度及び実施状況を整理したにすぎないが、実効性を理解する上で参考になれば幸いである。

注

(1) 主要国の遺伝子組換え食品等の表示制度

第5表 主要国の遺伝子組換え食品等の表示制度

	EU	オーストラリア	韓国	日本	米国
組成、栄養価等が従来のものと著しく異なるもの	○	○	○	○	○
義務表示の対象 DNAやたんぱく質が残存するもの	○	○	○	○	-
DNAやたんぱく質が残存しないもの	○	-	-	-	-
表示が免除される意図しない混入率	0.9%未満	1%未満	3%未満	5%以下	-
非GM表示（混入率）	規定なし（誤認を招かないこと）	規定なし（誤認を招かないこと）	0%	5%	規定なし（誤認を招かないこと）

資料：筆者作成。

(2) 訪問先

ベルギー（平成19年3月27～28日）

- 1) 欧州委員会保健・消費者保護総局（DG SANCO）E局第1課
- 2) 欧州配合飼料製造者連盟（FEFAC）

フランス（平成19年3月28～29日）

- 1) 経済財政産業省消費競争不正抑制局（DGCCRF）公正課
- 2) 食品産業協会（ANIA）
- 3) 小売流通企業連盟（FDC）

(3) 第2468回EU農漁相理事会（2002年11月28日）議事録

(http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/en/agricult/73417.pdf)

(4) 2004年2月10日フードチェーン及び家畜衛生に関する常任委員会

(5) 2007年6月28日の有機生産及び有機生産物の表示及び規則2092/91の廃止に関する理事会規則834/2007

(6) 欧州配合飼料製造者連盟（FEFAC）によると、FEFACは「may contain」表示の許可を求めて要望したが、欧州委員会からは認められないとの回答があった由。

(7) http://ec.europa.eu/food/food/labellingnutrition/betterregulation/index_en.htm

(8) GM食品・飼料規則前文(21)

(9) 参考文献 [7] [8] [9]

【参考文献】

[1] European Commission (2006) “REPORT FROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL AND THE EUROPEAN PARLIAMENT on the implementation of Regulation (EC) No 1829/2003 of the European Parliament and of the Council on genetically modified food and feed (COM(2006)626final)”

[2] European Commission (2006) “REPORT FROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL AND THE EUROPEAN PARLIAMENT on the implementation of Regulation (EC) No 1830/2003 concerning the traceability and labelling of genetically modified organisms and the traceability of food and feed products produced from genetically modified organisms and amending Directive 2001/18/EC (COM(2006)197final)”

[3] European Commission (2007) “SECOND REPORT FROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL AND THE EUROPEAN PARLIAMENT on the experience of member states with GMOs placed on the market under Directive 2001/18/EC (SEC(2007)274)”

[4] European Commission (2007) “Questions And Answers On The Regulation Of GMOs In The European Union”

[5] European Commission (2000) “WHITE PAPER ON FOOD SAFETY (COM(1999)719 final)”

[6] Guillaume P. Gruère (2006), “An Analysis of Trade Related International Regulations of Genetically Modified Food and their Effects on Developing Countries”, International Food Policy Research Institute

[7] Colin A. Carter and Guillaume P. Gruère (2005) “International Approval and Labeling, Regulations of Genetically Modified food in major trading countries”

[8] Colin A. Carter and Guillaume P. Gruère (2003), “Mandatory Labeling of Genetically Modified Foods: Does it Really Provide Consumer Choice?”, AgBioForum

[9] Colin A. Carter (2002) “International Approaches to the Labeling of Genetically Modified Foods”, University of California Giannini Foundation

[10] 藤岡典夫, 立川 雅司(2006)「GMO グローバル化する生産とその規制」農林水産政策研究叢書第7号